とっとり国保連 Times

2021 年
5 月号

【鳥取県国民健康保険団体連合会】
〒680-0061　鳥取市立川町 6 丁目 176 番地　鳥取県東部庁舎 5 階
TEL：0857-20-3684（審査課）
H P：https://www.kokuho-tottori.or.jp
@torikokuhoren

Twitter 用
QR コードはこちら→

鳥取県国民健康保険
マスコットキャラクター
けんぞうくん

請求日程等

【診療報酬等明細書】

診療月	増減点等通知書発送日	診療報酬等支払日		支払通知書発送予定日
		電子請求	紙請求	
2021 年　4 月	6 月 4 日（金）	6 月 21 日（月）	6 月 29 日（火）	【目安】 支払日の 3 営業日前
2021 年　5 月	7 月 5 日（月）	7 月 20 日（火）	7 月 29 日（木）	

【出産育児一時金】

提出月	出産育児一時金支払日		支払通知書発送予定日
	正常分娩分	異常分娩分	
2021 年　5 月	6 月 4 日（金）	6 月 21 日（月）	【目安】 支払日の 3 営業日前
2021 年　6 月	7 月 7 日（水）	7 月 20 日（木）	

※支払通知書は支払日の 3 営業日前を目安に発送予定ですが、前後する場合があります。

レセプト休日受付日等

提出年月	休日受付対応【9:00～17:00】	提出締切日
2021 年　6 月	×	10 日（木）
7 月	○	10 日（土）
8 月	×	10 日（火）
9 月	×	10 日（金）
10 月	○	10 日（日）
11 月	×	10 日（水）
12 月	×	10 日（金）
2022 年　1 月	○	10 日（月・祝）
2 月	×	10 日（木）
3 月	×	10 日（木）

受付場所：鳥取県国民健康保険団体連合会
事務室（鳥取県東部庁舎 5 階）

【オンライン請求システムについて】
オンライン請求システムによる請求の受付時間は以下のとおりです。（土、日、祝日含む）
5～7 日⇒8:00～21:00
8～10 日⇒8:00～24:00

（不具合等によりシステムの開通時間が変更となる場合がありますので、オンライン請求システムのお知らせをご確認ください。）

※エラーが発生していないかご確認の上、請求確定ボタンを必ず押してください！

【新型コロナウイルス感染防止対策に伴うレセプト休日受付へのご協力について】
鳥取県による「感染急拡大警戒期間」の発令に伴い、皆様にオンライン請求及び郵送へ請求方法変更の対応を頂いたことから、2021 年 4 月受付では休日受付の対面での受付件数が減少しております。ご協力誠にありがとうございます。

2021 年　3 月受付分	231 件	2021 年　4 月受付分	197 件

鳥取県国保連合会では新型コロナウイルスの感染リスク回避のため、対面での受付を避けられるオンライン請求システムへの切り替えを推奨しております。引き続き感染防止のためご協力をよろしくお願いいたします。

審査委員会からの連絡事項

検査及び投薬に係る傷病名記載について（お願い）

●レセプトへの傷病名記載は保険請求の原則であり、治療中に派生する二次性疾患や副作用の発現監視を目的として施行された検査の場合も同様と考えております。ご請求にあたりご留意ください。

●薬剤の効能・効果に「切除不能な…」等の病態・病状を適応対象としている抗癌剤等の使用症例の場合、審査上は傷病名欄へ病態・病状等の記載（レセプト電算処理システムで設定可能な修飾語）を必要と考えております。抗癌剤等は高額であり、傷病名の記載は適切な審査を行うため必要な情報となりますので、ご請求の際は傷病名の記載をお願いいたします。

【例】オプジーボ点滴静注

「根治切除不能な悪性黒色腫」「切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌」 など

返戻事例の紹介

請求時、ご留意ください

★特記事項欄への所得区分の記載について

①高齢受給者及び後期高齢者につきましては、特記事項欄へ所得区分の記載が平成 30 年 8 月 1 日より必須となっております。所得区分の記載がない、もしくは本人・家族区分と所得区分の組み合わせが下表と一致しないレセプトは返戻となりますのでご注意ください。

本人・家族区分	給付割合	限度額認定証	所得区分
「9　高入 7」 「0　高外 7」	7 割	現役並みⅢ（提示なし）	「26 区ア」
		現役並みⅡ	「27 区イ」
		現役並みⅠ	「28 区ウ」
「7　高入一」 「8　高外一」	8 割（国保） 9 割（後期）	一般（提示なし）	「29 区エ」
		低所得Ⅰ・Ⅱ	「30 区オ」

※所得区分「30　区オ」で高額療養費該当の場合、レセプト摘要欄に「低Ⅰ／Ⅱ」の記載が必要となります。

②以下が提示された場合、特記事項欄には受給者証に記載されている所得区分の記載が必要です。

・特定医療費受給者証（公費法別番号：54）
・特定疾患医療受給者証（公費法別番号：51）
・小児慢性特定疾病医療受給者証（公費法別番号：52）

★「傷病名欄」の記載について

傷病名欄に診療開始日の古い病名が多数残っている場合、すでに治癒または中止されている可能性を考慮し、病名整理をお願いするため返戻することがあります。

また、傷病名欄の記載が多数の疑い病名のみで確定病名がない場合、患者が何を訴え、診察の結果どのような所見であったか確認したいため返戻することがあります。

★公費 28 の負担者番号について

新型コロナウイルスの検査を行った場合の公費 28 の負担者番号は医療機関の所在地に応じた番号の記載をお願いします。

鳥取市内の医療機関の場合⇒【28311504】　鳥取市以外の医療機関の場合⇒【28310506】

※県外の患者に対して検査を行った場合に、県外の負担者番号を記載されているレセプトが見受けられます。

★初・再診料と特定疾患療養管理料等の算定について

初・再診料の算定なく B000：特定疾患療養管理料、B001：特定疾患治療管理料が算定されているレセプトが見受けられます。健康診断等で初・再診料の算定がない場合は、その旨のコメント記載をお願いします。

（例：「初診料は健診にて算定」 など）